

小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止について

令和7年12月25日 小山町

町が発注する建設工事等における適正な履行を確保し、公共工事の受注者としての自覚と反省を促すため、小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、下記業者に対し指名停止措置を行いました。

1 指名停止の内容

小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱第2条別表第2第5号（不誠実な行為）に該当

2 措置対象業者及び期間

No.	商号	代表者名	所在地	停止期間	摘要
1	日本交通技術（株）	代表取締役社長 舘山 勝	東京都台東区 上野 7-11-1	6 ヵ月	要綱第 2 条 第 1 項
2	ジェイアール東海 コンサルタンツ（株）	代表取締役社長 杉崎英司	愛知県名古屋市中村区 名駅 5-33-10	3 ヵ月	要綱第 2 条 第 1 項
3	大日コンサルタント（株）	代表取締役 市橋政浩	岐阜県岐阜市 藪田南 3-1-21	3 ヵ月	要綱第 2 条 第 1 項
4	（株）トーニチ コンサルタント	代表取締役社長 横井輝明	東京都渋谷区 本町 1-13-3	3 ヵ月	要綱第 2 条 第 1 項

3 指名停止理由

日本交通技術（株）らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。なおジェイアール東海コンサルタンツ（株）、大日コンサルタント（株）及び（株）トーニチコンサルタントは、課徴金の減免制度の適用を受けている。

4 停止期間の始期及び終期

No. 1 令和7年12月26日（金）から令和8年6月25日（木）まで

No. 2～No. 4 令和7年12月26日（金）から令和8年3月25日（水）まで

<参考> 小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱 別表第2第5号

措 置 要 件	措 置 期 間
別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内